

令和6年12月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和6年12月16日（月） 開会 午前10時
閉会 午後 0時 9分

場所 第9委員会室

出席委員 小川直志委員長

深谷顕史副委員長

須賀昭夫委員、尾花瑛仁委員、横川雅也委員、永瀬秀樹委員、岡地優委員、
高橋政雄委員、小森克己委員、松坂喜浩委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

吉澤隆県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、小島茂県土整備部副部長、
加来卓三県土整備政策課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、
木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、飯塚雅彦道路街路課長、
吉岡一成道路環境課長、中須賀淳参事兼河川砂防課長、田島清志河川環境課長

関口圭市収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市整備部副部長、
若林昌善都市整備部副部長、齊藤浩信都市整備政策課長、
石川修都市計画課長、小野寺貴郎市街地整備課長、武田敦弘産業基盤対策幹、
遠井文大公園スタジアム課長、金澤圭竹建築安全課長、山田暁子住宅課長、
榎本恒彦営繕課長、小久保賢一設備課長

北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、豊野和美下水道管理課長、
水橋正典下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第121号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決
第130号	埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第131号	特定都市河川浸水被害対策法施行条例	原案可決
第137号	訴えの提起について	原案可決
第143号	指定管理者の指定について（大宮公園）	原案可決
第144号	指定管理者の指定について（埼玉スタジアム2002公園）	原案可決
第145号	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について	原案可決

第 1 4 6 号	荒川右岸流域下水道の維持管理に要する経費の関係 1 3 市町の負担額について	原案可決
第 1 4 7 号	中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係 1 5 市町の負担額について	原案可決
第 1 4 8 号	荒川左岸南部流域下水道の設置等に要する経費の関係 5 市の負担額について	原案可決
第 1 4 9 号	荒川左岸北部流域下水道の設置等に要する経費の関係 5 市の負担額について	原案可決
第 1 5 0 号	荒川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係 1 3 市町の負担額について	原案可決
第 1 5 1 号	中川流域下水道の設置等に要する経費の関係 1 5 市町の負担額について	原案可決
第 1 5 2 号	古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係 2 市の負担額について	原案可決
第 1 5 3 号	荒川上流流域下水道の設置等に要する経費の関係 2 市町の負担額について	原案可決
第 1 5 4 号	市野川流域下水道の設置等に要する経費の関係 3 町の負担額について	原案可決
第 1 5 5 号	令和 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号）のうち県土整備部関係及び都市整備部関係	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査
なし

報告事項
なし

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

須賀委員

- 1 まず、令和5年度12月補正予算においてもゼロ債務負担行為を設定していたが、今年度は前年度に比べて規模はどの程度なのか、また、先ほどの説明にも触れられていたが、改めてどのような考えで設定しているのか伺う。
- 2 それと、雨水流出抑制施設設置等に関する条例の一部改正に関してなのだが、県雨水条例によって、雨水流出抑制施設をこれまでどの程度設置してきたのか、また、その効果はどの程度か。
- 3 また、特定都市河川浸水被害対策法施行条例は標識の記載事項を定めるという条例ということだが、この標識を設置する目的は何か伺う。

建設管理課長

- 1 ゼロ債務負担行為の規模と考え方といった質問かと思う。まず、ゼロ債務負担行為の規模についてだが、県土整備部における令和6年度のゼロ債務負担行為設定額は約109億円となっている。これは令和5年度とほぼ同額となっている。続いて、ゼロ債務負担行為については、令和7年度第1四半期の稼働工事件数を確保するため、今年度から来年度にまたぐ契約をするといったものである。工事の平準化率については、年間の月平均稼働工事件数を分母として、第1四半期となる4月から6月の月平均稼働工事件数を分子として算出される率というふうになっており、このために、本定例会におけるゼロ債務負担行為の設定については、昨年度の稼働工事、稼働件数や、繰越し件数を勘案して、平準化率90%以上を達成するよう工事件数を設定しているところである。

参事兼河川砂防課長

- 2 まず、県の雨水条例によって雨水流出抑制施設がどれくらい作られたのか、またその効果について答える。県の雨水条例については、平成18年度から施行されており、平成18年から令和5年度末までの17年間に於いて、約780件の許可を行い、それにより、施設としては、約320万立方メートルの雨水流出抑制施設を設置している。この効果についてだが、この320万立方メートルというのは、越谷レイクタウンの大相模調節池でいくと約2.6個分、また、25メートルプールでいくと約10,000杯分の対策に相当し、浸水被害の発生及び拡大の防止に寄与しているものと考えている。
- 3 また、もう一つ、質問いただいた特定都市河川浸水被害対策法施行条例によって設置する標識の目的だが、この標識の基準については、一定規模以上の開発行為等を行う場合に設置が義務付けられた標識については、名称、工事の検査済証番号、容量及び構造の概要等を明示し、更に見やすい場所に設置することを定めている。この標識を設置することにより、雨水貯留浸透施設等が存在することを、その流域内の住民の方々に周知することを目的としている。また、あわせて、雨水貯留浸透施設の権限が移った場合、誰か所有者、土地の所有者が変わった場合においても、当該土地建物について、雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要がある、施設の機能を阻害するおそれのある行為について許可が必要であることを、取引の相手方が知らずに購入することを防止するためのものである。

中川委員

ただいまの雨水流出抑制施設の関係についてお尋ねさせていただく。この改正は、実効性を伴えば非常に重要な改正だと思っており、御案内のように1,000平米を超えるというふうな枠での規制であるが、台風19号で被害のあった地域や、私の住んでいる町でも、何でこんなところに建て売りを建ててしまったのと、これでは財産守れないではないか、というところがあり、この条例の規則なりでどこまで泳げるのかを尋ねたい。法は抜け穴だらけなので、例えば、一つの例えで申し上げるが、999平米で許可申請を出して、そのあと2期工事で、例えば500平米などの工事をした場合、それはどんなに期間が空いていようと、一体として規制の範囲とされるのかどうかを聞かせていただきたい。

参事兼河川砂防課長

今の中川委員からの御質問について、ちょっと質問の意図的に条例の対象なのか、法の対象なのか、今回の議案として出した条例が、県雨水条例の話と標識条例があるが、まず、前者の県雨水条例に基づくものについては、対象が1ヘクタール以上の開発行為に対して行うことになっている。そこについては、先ほど言われた仮定に対して答えるのは少し難しいのだが、開発が2段階になって行うようなことについては、開発行為としての審査が行われ、それに対して雨水条例についても対応することになる。また、法律に基づく、雨水浸透阻害行為について、1,000平米を超えるものが今度対象になってくる。先ほど言われたような申請、どのように申請されるかというのは個々で異なるので、仮定に対して答えるのは難しいが、審査については、個々の内容を踏まえ、雨水浸透阻害行為の前後の土地利用の状況や対策工事の内容などを総合的に勘案して、客観的に判断することになる。例えば、委員御指摘の複数回に分割して申請するなどに対して、その行為の一連性に関しては、都市計画法等の他の法令や条例等での既存の許可事務を踏まえて、適切に対応していくことになると思う。また、この雨水浸透阻害行為については、開発行為や農地転用など他法令の許認可が必要な場合も多いと想定されているので、これらについても関係部局と連携して審査を進めていくことになる。

中川委員

公務員の皆さんがよく仮定の話をするのは難しいと言われるたびに、私はイラっとするのだが、シミュレーションしないで条例を上げているとは思えない。シミュレーションというのが、公務員の皆さんにとっての仮定の話なので、こういう例の場合どうするんだという過程も、考えないで条例案を出しているのか。後ろに座っている方は同じような言い方を厳に慎んでいただきたい、これを模範だと思わないでいただきたい。具体的に尋ねるが、部長にも前回京都に御一緒し、流域治水のことを私も学ばせていただいたが、この資料にある中川、綾瀬川、私、中川と言われるたびにドキドキするが、この地域は、私は詳しく存じ上げないが、県内でも地域によって、規制を強化すべき地域と、また同じ地域の中でも、ハザードによって規制を強化すべきところもあろうかと思うが、この条例の課題は何か。

参事兼河川砂防課長

中川委員にちょっとお尋ねしたい。この条例というのは、県の雨水条例のことを言われているということでしょうか。

中川委員

ごめんなさい、時間の無駄。僕、雨水流出抑制というふうにしか言っていない。

委員長

中川委員、本日二つの案件が出ているので、それに該当するのかということで、今、確認していると思うが。

中川委員

委員長、そのとおりである。

委員長

どちらの方に該当ということで、お聞きいただいたのか。

中川委員

すみません、雨水流出抑制施設についてである。

参事兼河川砂防課長

申し訳ない。言葉が中川委員に対して失礼だったが、そういった仮定というよりも申請が複数回、今回県雨水条例になると、1,000平米ではなく1ヘクタールとなるが、複数回に分かれて申請が出された場合の審査については、まず一つは、県雨水条例については都市計画法に基づく開発許可等に対して適用されるものになるので、それについては開発許可部局と連携して、まず対応することになる。その際については、対応として、開発許可にあるように、土地、先ほど言われた区域の分割のような場合については、申請が分割かどうかというのは、それぞれの土地が隣接するかや、目的、また主体、そういったものを一つ一つ個別に見て、判断させていただくことになる。そういった意味で、意図的にやっているかどうかというのは、悪意を持ってやっているかどうかは、もちろん相手方の申請になるので分からないが、何かその分割してやっているようなものに対しては、適切に対応していくことになろうかと思う。

中川委員

- 1 この条例の課題というふうなことで尋ねたつもりであったが、これ、一応事前にヒアリングしてこのざまであるが、議案130号と131号、特定都市河川被害対策の条例も含めて尋ねるが、この条例が改正された後に、市町村への周知は、今申し上げた開発行為が2度にわたった場合でも、きちんと一括として対処してくださいねと、許可権限を持っている市町と具体的に打合せをされるのか、ということが一つ。
- 2 先ほど尋ねたつもりで、この条例ではカバーし切れない、そのポイント地域の課題については、県では条例ができないので市町村で新たな条例をつくることを検討してもらいたいという立場なのかどうなのか、以上2点尋ねたい。

参事兼河川砂防課長

- 1 まず、1点目の質問、市町村との打合せについては、当然市町にも別途権限移譲も行うことは、法律に基づいて権限移譲を行うし、条例については、県の条例になるので県でやっている。法律の方の部分については、現在市町とも勉強会を一緒にやっており、市町の方もしっかり対応できるようにやっている。その際においては、先ほど中川委員

が言われたような審査の方法についても、しっかり共有してやっていく方向で、今調整を進めているところである。

- 2 もう1点の、条例ではカバーできない地域があるという質問をいただいたが、県の雨水条例は県全てを対象にしているので、全域においてカバーできているというふうに考えている。

中川委員

例えば川越市など、県と似たような権限を持っている市町村もあると思うので、台風19号のように、その市の中でも浸水したところと浸水してないところで、市町村の独自に、例えば流域治水条例を設けることを、県として推奨してるのかどうなのかをお尋ねしたかった。この条例の範疇で。

県土整備部長

中川綾瀬川流域については、県内初の特定都市河川浸水被害対策法の指定を3月29日に受けた。これは、県内の流域でいけば6分の1ぐらいの県南東部地区である。先ほど県の雨水条例については、埼玉県全てを網羅した開発行為に対するものである。今後、やはり雨の降り方が変わってきているので、西の方でいくと、今までも新河岸川流域を総合治水特定河川でやっていた。今後、この特定都市河川の法的枠組みをつくり、県の方で、流域市町村と中川綾瀬川の取り組んだものを引き続いてやっていこうということで、いろいろな流域で勉強会等を始めて、それを成就させていきたいというようなことで、引き続きほかの流域でも頑張っていきたいと、このように考えている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

須賀委員

- 1 まず、都市整備部関係の補正予算についてであるが、債務負担行為の設定として6億6,700万円を設定するということであるが、具体的にどのような工事や業務委託に設定するのか、その内容を伺う。
- 2 また、都市整備部の補正予算について、繰越明許費の設定として9億4,100万円を設定するとのことであるが、具体的にどのような工事に設定するのか、その概要と理由を伺う。
- 3 続いて第137号議案、訴えの提起についてであるが、滞納月数が17か月と長期になっているが、もっと早い段階で訴訟対象者とすることはできなかったのか。また、資料によると既に退去済みとなっているが、明渡し退去後の訴訟対象者の生活面に支障があるのかないのか、その辺りを伺う。

都市整備政策課長

- 1 まず、債務負担行為の設定である。工事については、つくばエクスプレス沿線地域整備推進1件、公園等施設補修7件、社会資本整備総合交付金（公園）事業11件、公園等建設が4件の23件、業務委託については、公園等施設補修の1件、合計24件に対して、ゼロ債務負担行為を設定したいと考えている。具体的にであるが、つくばエクスプレス沿線地域整備推進では、八潮南部西地区の地区内の宅地造成や道路築造工事を予定している。公園等施設補修では、熊谷スポーツ文化公園内の大型遊具更新工事や、羽生水郷公園内の護岸改修設計業務委託などを予定している。社会資本整備総合交付金（公園）事業では、川越公園内の駐車場改修工事などを予定している。公園等建設では、吉見総合運動公園内のグラウンド改修工事などを予定しているところである。
- 2 次に、繰越明許費の設定である。公園等施設整備費4件、社会資本整備総合交付金（公園）事業費10件、合計14件の工事に対して、繰越明許費を設定したいと考えている。各事業の主な工事について説明する。公園等施設整備費では、上尾運動公園陸上競技場の陸上競技場トラック更新工事を予定している。繰越理由は、工事期間が長期にわたるため、施設の利用について、埼玉陸上競技協会との調整に時間を要したものである。社会資本整備総合交付金（公園）事業費では、和光樹林公園の園路灯LED化更新工事を予定している。繰越しの理由であるが、材料の入手が困難なため、発注時期を調整する必要が生じたものである。令和2年度まで、年度内の完結が見込めない案件の繰越し議案を2月定例会で提出し、議決後、契約を締結していた。しかし、早期に議案を提出すれば、年度内に適正な工期を確保した契約の締結が可能になることから、令和3年度から、12月定例会でも繰越しの設定を行うこととした。今回の12月定例会でも、年度内完結の見込めない工事を整理したので、適正な工期の確保のため、繰越しの設定をお願いするものである。

住宅課長

- 3 まず、滞納月数が17か月と長期になっているが、もっと早い段階で訴訟対象者としてできなかったのか、についてである。対象者については、納入指導に重点を置いていたこともあるが、特にこの方については退去する意思を示していたこともあり、訴えの提起を見合せていた。しかし、退去の手續が履行されず、また、その後も納入の不履行が続いたため、訴訟に向けた予告訪問、最終の明渡し請求通知などの手續を行っ

たところである。退去意思を信用して訴訟を見合せた期間に加えて、納入指導や手続の期間が加算されたため、結果として滞納月数が長期になったものである。また、二つ目の質問で、明渡し退去後の訴訟対象者の生活面に支障がないのか、についてである。まず、退去済みなのは、資料3の参考資料の方に付いている令和5年9月議会で議決いただいた方なのかなと思っている。対象者は今でもこの住宅に住んでいる。この対象者は生活保護を受給しているため、ふじみ野市のケースワーカーと連携して、転居先などの確保や生活面でのサポートを受けられる状態にあるので、明渡し退去後の生活については支障がないものと考えている。

須賀委員

最後のものについて再質問させていただきたいと思う。今の生活保護者だったということとを伺ったのだが、生活保護者に対して拠出される給付金の中に家賃が含まれていると思うが、法律上そこから直接支払うことも可能だと思うが、今回このように滞納期間が長くなったのは、改めてなぜなのかということを知りたい。

住宅課長

生活保護のうち、住宅扶助費が支給されている場合、それを自治体から県に直接納付する代理納付という制度がある。この方は令和6年7月から生活保護を受けているので、割と最近であるが、この代理納付は制度上は対象者の同意をなしに行うことができるが、多くの自治体では、トラブル回避のため、対象者の同意を得た上で実施していると聞いている。本件については、代理納付を行うとの連絡がふじみ野市からなかったため、生活保護費を直接家賃として納める形にはならなかった。

中川委員

- 1 まず、下水について尋ねる。まず、課長に尋ねたいのは、この資料2で、3流域全市町から可との回答があったと書かれているが、実態としては、途中まで、私の知りうる限りで13市町が反対ないしは慎重な意見だったと認識しているが、その事実関係について、課長さんにお答えいただいた後、下水道管理者に尋ねたいが、経営戦略上の話であるので、今回の教訓は、市町村への説明があまりにも直前になってしまった。これは行政のさがなのだが、確定値が出ないとなかなか言いづらいと。ただ、今回北田さんが動いたおかげで、最終的に3流域全市町が可となっただけであって、これまでの管理者がずさんだったと言わざるを得ないのだが、昨年度までの。今回言われたのは、利にかなわない、再考しろ、と言われた自治体さえ県内にあって、中には議会で値上げ案が反対、否決された事例にも県内の自治体が言及されていて、これを防ぐためあるいは理解を頂くために、今後、下水の市町村も含めた負担のピークがいつで、おおむね少なくともこれぐらいはかかりそうであるよというふうなことを、段階的にホームページを含め、県民にも分かるようにしてはいかがかと思うのだが、答弁を課長、管理者にいただきたいと思う。
- 2 それから、埼玉スタジアムの指定管理であるが、これまでは、この指定管理のグループにプロスポーツチーム、この施設を頻繁に利用していたプロスポーツチームが入っていたが、このプロスポーツチームが望んでいたのは、例えば観客席をそのチームの色にしてほしいとか、そういう御要望を長年頂戴しているのであるが、このプロスポーツチームが選ばれなかったことを契機に、もう20年以上このスタジアムは経過をしているが、そういう利用者からの施設の改修要望というのを具体的にどのように受け入れる考

えがあるのか、具体的にその観客席の議論について、今後5年間で予定があるのか尋ねたいのと、先ほどの説明の中で、外部有識者というふうな選定の説明があったが、外部有識者に、日本サッカー協会の関係者は入っていないと思うので、今後、さすがにこれはけがをすると選手生命に関わるので、日本サッカー協会などのプロの有識者を入れる必要について尋ねる。

- 3 最後に、大宮公園なのだが、御案内のように、以前、戸田建設が観光開発として人力車を運営されていたが、大変残念ながら撤退された。尋ねたいのは、今回の指定管理で公園緑地協会が入っているが、県内の都市公園で公園緑地協会は大変ずさんな施設管理をされていて、いつけが人が出てもおかしくないような状態であるが、県庁として6人を出向させている課題をどのように感じているのか。大宮公園の第1エリアは直営だったり、あるいは神社があったりするわけだが、一体的な観光戦略を、先ほどの戸田建設のように、提案を受け入れやすくするための仕掛けをどのように考えているか。

下水道管理課長

- 1 ただいまの御質問のうち、13市町が反対もしくは慎重だったという意見の事実関係の部分について、説明する。私ども今回改定の流域は8流域のうち3流域あり、延べ33市町、このうち川口市とさいたま市は、荒川左岸南部と中川流域両方使っているので、実質31市町になるが、市町に対して令和5年7月に改定スケジュールを示してから様々な意見を頂いていた。実際に、据置きをしていただきたいであるとか、あとは、改定の単価について、もっと詳しい根拠を示してほしいというような意見を様々な頂いた。意見を頂く都度、こちらとしても、各市町からの要求資料を返すなどして進めてきた。であるので、最終的に今年の9月に法定の意見照会をした時点で、最終的には全市町から同意を頂いているが、その間それぞれの時点において、どのぐらいの市町が具体的に慎重であるかということについては、進捗状況によって変わってくるのかなというふうに考えている。

下水道事業管理者

- 1 経営戦略という話もあったが、今回、先ほど課長の方から話もあったが、市町との説明、協議、意見交換の中では、様々な意見を頂いた。先々の見通しについて、明確にしたいという話も多々頂いている。全体としての流域下水道としてのピークは、大体令和11年くらいをピークにして、だんだん下がっていくというふうに考えているが、先々の見通しも含めて、ホームページ等でできるだけ明らかにしていきたいと考えている。

公園スタジアム課長

- 2 まず、埼玉スタジアムにおけるプロスポーツチームで、そういった中での、特に利用者の目線での利用等についてということで、引き続き改善していくかということの質問だったと思うが、まずは埼玉スタジアム、実際、浦和レッズが預かっていたりしていただいたところがある。現状としては、その利用の中で、また昨今もあったが、日本代表戦も、埼玉スタジアムで行われているというところもある。埼玉スタジアム自身も2001年に出来上がり、徐々に徐々にやはり、時代とともに変わってるところもあるので、いろいろ実際に利用している団体と意見調整しながら、よりよいスタジアムにしていければということで引き続き連携していきたいと思っている。先ほど委員の中であった座席を赤にするというところの話については、現状として、日本代表戦も行われてい

るところで、日本代表戦の場合はやはりジャパンプルーということで、青が基調になるということもあるのでその辺りも踏まえながら、全体として色彩については考えていくべきかなと思っている。2番目に、外部有識者の中で、日本サッカー協会などの、そういったプロの目を見ていただくような団体も入れてはどうかということについては、私どもの方もそういったスタジアムを扱っているということもあるので、今後、指定管理者の選定に当たっては、そういったプロサッカーチームや日本サッカー協会、そういったところについても参画をしていただき、審査の中に加わっていただけないか検討していきたいと思っている。

- 3 続いて、大宮公園の件である。一つは、公園緑地協会の方に県庁として6人派遣されてるという話があった。そこについての課題はどうかということである。公園の管理においては、一般的に公平かつ適正な利用がされているか、そういったところの中で、にぎわいをもたらすための企画、イベント、そして、実際に、利用者間のトラブル、非常に公園の場合は日々そういった問題が起きているという状況である。そういった中で、公園緑地協会に派遣されている県の職員については、県職員の方でもそういったことを実際に学ぶ一つの研修の場、就業の場ということもある。また、公園緑地協会においても、県との、県の政策の中での、やはり利用の中で、実際公園スタジアム課の方が、やはり指定管理者として指導、監督をしていくという立場であるので、そういった中でも非常にあるということで、連携が非常に重要かなと思っており、その部分を課題と捉えている。続いて、大宮公園一体となった利活用の促進ということである。先ほど戸田建設の話も頂いたが、現状としては第2公園、第3公園は指定管理者、第1公園については直営で管理しているということであるが、委員お話しのあったとおり、大宮公園、非常にポテンシャルの高い公園である。そういった公園の中で、どのような利活用ができるのか、より一層にぎわいがもたらされるのか、こちらについては現在の私どもの方で、SDGsの関係の観点から、大宮のボート池で、ボート池の周遊域を、元ボート池のあったところをボートを浮かべたりとかして、もともとそういったものを復活をしながらにぎわいもしているので、そういった一環の中でより一層にぎわいができるようなことを検討して、県としても連携していきたいと思う。

中川委員

- 1 まず埼玉スタジアムであるが、今回頂いている議案と、前回の議案の大きな違いは、この5年間に国立競技場が建て替わったということである。そして、皆さま御存じのとおり、先日の代表選は埼玉スタジアムを利用いただいたが、代表の選手が埼玉スタジアムの到着した時間がなんと6時46分、私が日本サッカー協会だったらこんなスタジアムをもう二度と選びません。怖くて仕方がない。まして外国のチームが到着が遅れてしまったので、恐らく日本サッカー協会は、海外チームに謝罪をされているのだと思う。そこで部長に尋ねるが、今回プロサッカーチームが抜けた穴をどうやって、代表選の誘致で、カバーされる考えなのかを尋ねたいのが一つと、公園緑地協会にはパイプがないので、尋ねたいのが一つ。
- 2 二つ目は、課長に尋ねるが、先ほど、県庁から6人の職員が公園緑地課協会に出向しているが、穴が空いていても全然修繕しないような公園緑地協会なので、改めて課題があると認識したときに、執行者はどのように今後この教訓を生かして対処されるのか。
- 3 それから大宮公園であるが、私も含めて民間人ではないので、是非認識いただきたいのは、今回レッドブルを除いて民間ではないところが直接的な管理をするので、戸田建設のように、民間からの提案をいつでも受けているということはどうやってホームページ

ジなどで明らかにするのか。

都市整備部長

- 1 ただいま、今回のグループからプロスポーツチームが抜けて、それで、日本サッカー協会とのパイプがないということで、それをどうカバーするのかということの質問であった。今回、代表戦で、確かに相手チームが、渋滞に巻き込まれて遅れたという事実があった。そういったことも含めて、私ども埼玉県としても施設所有者ということもあり、今回の件、遅れたときも県と指定管理者と一体となって、当日も県警等と相談をしながら、いかに早く到着するかということで、動きをとらせていただいたところである。また、その後も、日本サッカー協会から確かに話があった、今回遅れたことに関して。それに関しても、今後どういうふうにやるかということで、日本サッカー協会と県も一緒に入って、県、指定管理者、それに日本サッカー協会、こちらの方で一緒に話をして、どう解決していくかということで、進めてきたところである。パイプがないという誘致のことであるが、誘致については、今後も埼玉県として、指定管理者とともに埼玉スタジアムを日本代表戦の活用をしていただけるように、ともに日本サッカー協会へ一緒に行くとか、パイプがより厚くなるようにしていきたいと思っている。

公園スタジアム課長

- 2 まず、県から派遣されている6人の出向の件、そして、現在公園緑地協会が管理している狭山市の都市公園での話を受けた中で、今後、こういった形の対応や課題をしていくのかということについてである。公社が管理している都市公園の話については、委員からも話があり、話があつてすぐ、県の公園スタジアム課の方でも現場へ行き、現在の状況等を確認し、確認した中で、現在、県営公園としても、管理している私どもの方の目から見た上で、見方から見て、どうかということもさせてもらった。こういったところの中で、やはり公園というものの見方というものは、非常にいろいろな観点の見方もあるので、この県の職員のところについても、真ん中に公園スタジアム課の方が入って、そういったところで指導ができるようにして、全体の質が保てるような対応をしていきたいと捉えている。
- 3 2番目に、大宮公園の話があった。民間との、いろいろ提案があるということについて、より一層ホームページ等で検討してはどうかということである。現在、県営公園の中でも同様に、やはり民間の方にいろいろ参入していただき、より一層、公園を支える側の方に入っていただきたい捉えており、委員の話の中で、そういったホームページ等で提案をしていくというのは、非常に重要なことなのかなと捉えている。大宮公園のみならず、いろいろなところでこういった提案ができないか、そういったところを勉強させていただき、よりよいものにしていきたいと思っている。

中川委員

部長に確認の意味で尋ねる。日本代表戦の誘致であるが、部長個人はどのような営業活動を、日本サッカー協会並びにコミッショナーだか日本サッカー協会の外郭団体もあるわけであるが、どのような営業活動を、今後も、ではなく行う考えか、お聞きしたい。

都市整備部長

どのように行うかということである。まず、私も、日本サッカー協会に対して、宮本会長はじめ皆さま方に、埼玉スタジアムのいいところ、またそれを活用いただくということ、

課題があればそれを伺うということで、直接伺って、営業していきたいと思っている。

小森委員

- 1 埼玉スタジアム2002公園は、現況調書の中で、サッカーの試合日以外にはにぎわいが不足しており、年間を通して多様なアクティビティを提供し、利活用を促進することが重要、との旨が述べられている。どのような取組を想定しているのか、もう少し詳しく教えていただきたい。それから、コンサートなどを開催する場合、スタジアムの下にある地温コントロールシステムが破損するおそれはないのかについても教えていただきたい。
- 2 指定管理者の選定委員会のメンバーに県職員が含まれている。選定される側に県が出資する埼玉県公園緑地協会があり、公募の公平性が十分確保されない可能性が生じるのではないかと考えるが、所見を聞かせていただきたい。

公園スタジアム課長

- 1 埼玉スタジアム2002公園の中で、試合のない日におけるにぎわい創出についてである。現在の、令和5年度の埼玉スタジアムの利用とすると、プロの試合とのアマ試合、プロの方は練習をするので、そういった練習を含めて、年間で69日使っていただいているというところである。残りの日にち以外は、試合等で使われていないということもあり、この試合の中でどのようにしていくのかというところである。次期指定管理者の方の提案の中では、その中で、埼玉スタジアムの、やはり一つのレガシーとして持っている、共有をしているところもあるので、サッカーミュージアムのようなものを開催しながら、より一層そのサッカーについてのレガシーを、より一層継承していくということがあったり、あとは、サッカー以外の利活用として、音楽ライブ等の誘致も検討していくというふうに聞いている。またサッカー場以外の部分においては、現在、安全安心、そして快適にできるインクルーシブの考え方もあるので、そういった遊具の設置や、大変、夏になってくると暑くなってくるので、そういったことでミスや木陰、そういった部分なども配慮しながら、インクルーシブで快適な整備をしていくという提案があった。それと、コンサートの関係で地温コントロールの話があった。私どもの方も、コンサートを使っていただくということで、やはり芝の上に、物が載るということもあるので、そこに対して、芝のみならず先ほど委員から話もあった地温コントロール自身がどうなるかということが、非常に懸念しているし、心配しているところである。現状としては、先ほど申し上げた利用の状況であるので、そういったところに影響がないかどうかも含めながら、より一層、利活用の方を進めていきたいと思っている。
- 2 続いて、選定委員会の中に、県職員が入っているというところである。公園の管理の中で一番難しい部分は多岐にわたっており、特に公園の行政側の立場、特に基本的な立場である。公平な利用ができているのか、そして、適正な管理ができているのか、そういった部分が非常に重要になってくる。そのほかにも、企画のイベントや、実際に樹木を扱っているのでその樹木の管理、もちろん、遊具は使っているから遊具の安全性、そういったものも入ってくるが、非常に多岐にわたって、公園の場合は専門的な能力が必要になってくるという状況である。そのような中で、特に行政の面、都市公園法やその法令の関係、そして、実際のガバナンスの問題等もあるので、その点についてはやはり行政関係者がよいということから、県の指定管理者の候補者選定のメンバーの中には、行政のメンバーを加えさせてもらっているというところである。なお他県の方の状況等で見ると、やはりどこの公園のところも、例えば、東京の方でも、指定管理者の中に行

政関係を入れているという状況で、埼玉だけではなくそういった状況で進めているということである。

小森委員

とはいえ、指定管理者の選定であるが、やはり僅差での得点、そういった点数で決まっているところもあり、やはりその選定するメンバーとしては、埼玉県と同等の判断能力があるところを、かわりに探してきてやる方が、やはり公平性という方も保たれるかと思うし、公募で応募する企業の方も、多大な時間、労力をかけて応募してくるので、応募してくる企業の方も、透明性があって公平だというふうに納得のできるような形でやっていく必要があるのではないかと考えているが、その辺りについて答弁を頂ければと思う。

公園スタジアム課長

より一層、応募を増やしていくというか、そういった形で僅差もあったが、より一層公園を指定管理をしていきたいという形をもっともっと増やしていくということの取組についてどうかという質問かなと捉えている。応募者の増加については、県のホームページ等で公園ごとで指定管理期間等を一覧で掲載をしたりとか、あとは逆に指定管理期間の終期がいつまでということに明確にして、次の公募の予定の公園、そういったものを、広く、ホームページ等で呼び掛けているというところである。特に今年度においては、そういった中で県営公園の運営状況、そういったものを公表する、公開することで、応募の事前に検討できるような、そういった部分を検討が可能になるような、各公園の約5年間分ぐらゐの事業計画や事業内容についてもホームページさせてもらっている。

引き続きそういったことを、取組をしながら、公募に当たって幅広く公募ができるよう取り組んでいきたいと思う。

小森委員

公募で応募してくる企業数を増やすという、そういった質問をしたのではなく、公平性であるとか透明性の確保の観点で、県が選定に入っているのは、選定の公平性が保たれないのではないかとということについて、もう一度繰り返し質問した次第である。

公園スタジアム課長

公平性、透明性の点から、県が入っているところについては、先ほど申し上げたとおり、行政の非常にたけた行政の専門のメンバーが入った上で、公園の管理の一つとして重要な部分であるので、そこについては、県の職員の方も入れさせてもらい、そこで選定させていただきたいと思っている。非常に、先ほど透明性、公平性があったが、そういったところについては、現在、メンバーとしても7名おり、その7名の中の1名ということもあるので、全体として、そこによって、公平性が課されるのではないかなということ、ないのではないかなと捉えているところである。引き続き進めていきたいと思う。

横川委員

- 1 指定管理のところで二議案あるが、143、144関連して、二つ合わせた形で質問させていただきたいと思う。指定管理の指定についてとか、いろいろ施設運用管理のいろいろ規定も遵守した上で、効果的にこの施設の運営を、利用者に向けて発揮できる、管理者選定が行われているものというところを前提で質問するが、それぞれの施設ごとに明確な詳細な管理手法等々の規定がきちんと設置されているかというところがまず

- 1 点。
- 2 そして、この参考資料を見ても、施設の設置目的として、大宮公園の方にも書いてあるが、一つの市の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園という位置付けがなされている。これはあくまで、市町村というのは県内市町村、そして県民のレクリエーション需要を充足するという位置付けでよいのかどうか、これが2点目。
- 3 そして3点目、施設を利用したい個人、団体いろいろなところが、利用料を払ってイベント等を企画したりとかするケースもあろうかというふうに思うが、これが例えばなのだが、最近、大宮公園も含め、ほかの県管理の公園がたくさんあるが、県民ではなく、よその都県民が、自分の地元になからといって、埼玉県施設を利用して、それがほかの県民利用者に不具合が生じるというか、不利益になるような利用手法がされていた場合、管理者側に対して、県はどのような権限を有しているのか。例えば、利用手法を改めるとか、管理所を改めるとかそういった権限をどのように有していて、どういうふうに効果を発揮できるのか。

公園スタジアム課長

- 1 まず公園全体の管理に対する基準や規定の設定についてどうかというところである。公園については、特に園地の部分の緑地の管理、そして、遊具で行われてる遊具の安全管理を中心にその管理の基準を定めさせてもらい、その管理基準等をさせて、具体的に運用されているというところであるが、県営公園においても、動植物園や水族館、そして河川敷にある公園や、そういったものがいろいろと違う部分があるので、特に遊具であれば、遊具の安全基準はこういう安全基準で、植樹であれば、樹木の安全管理はこうだということで、公園の施設ごとに管理基準をつくらせていただき、対応しているということで、公園の中で、特にその公園の中でこうだということまでないが、そういうふうに各々パーツパーツというか、設定をさせているというところである。
- 2 続いて、ここであった県営公園ということで、県民、広域ということで県民とどういった利用をしているかというところについてであるが、県営公園であるので、やはり県民の方に利用をしていただきたいというところがあるが、特にふだん使っていただくのは地元の地域にお住まいの県民の方が多い。その中でどういった、その利用されてる方はふだんそういった地域の方が多いので、その地域の方を念頭に置きながら、公園についての考え方をしているというところである。公園によっては、やはり競技場などもあるので、その競技場の場合は特に大会となるとより一層広域な部分から来たりなどするが、一般的な公園の形は、この地域の方を、県民を対象としてさせてもらっているというところである。
- 3 最後に、特に県民ではなく、他県の方の利用についてのことについて、いろいろトラブルの話を含めた中での、県としての指導監督という話があった。話も、いろいろ日々私どもの方では、いろいろな方からそういうイベントがあったときだけでなく、その利用上のマナーの問題等も、あともう一つは、施設の不具合の話も、日々、いろいろ県庁の方には情報が上がってくところである。そういった情報の中で、特にこういった問題について改善が必要だなというところについては、公園スタジアム課の職員自らがその現場に行き、そして、公園事務所の所長とも話をし、そして、実際の改善方策は何もないのかということも聞くと同時に、実際にその公園で利用している状況の方も確認させてもらいながら、そのような公園の改善点をさせてもらっているというところである。また、それだけではなく、年に4回ほど各公園のほうでモニタリングをさせてもら

い、その公園で、例えばその喫煙の状況や、最近特に危機管理の話が出てくる。例えば、災害が起きたときの対応や、あと情報の連絡系統についてはどうかということも、年4回チェックさせてもらい、運用させてもらっているという状況である。

横川委員

最後に1点だけ、確認の意味を含めて聞かせていただきたい。県民の様々な需要を充足するための施設利用であることが望ましいということでお答えいただいた。埼玉県内を見ると、御自身の住まわれている地元にはないからといって、埼玉県に入ってきて、地域の方が望まない利用の手法を認めている管理者もあるようである。私も部局にも伝えているが、そうしたことで、利用者が、異議申立てというか、困るといったことが一度制限されているにもかかわらず、再度そうしたことが、同じようなことが行われていて、例えば、運動場内で子供たちも使うような多目的の広場で、くいを打って何かイベントを行ったりとか、ドッグランを行ったりとかしていて、ピンが運動場というか、利用するところに落ちている。鉄のくいであったりとか、穴を開けたままとか、そうしたずさんな管理手法をとっているところに関しては、徹底してやっていただきたいというふうに思うし、審査の選考の委員、地元の利用者も私は入れるべきだというふうに思うが、そうした、地元、地域の方も、利用者目線から参考になる意見を言っていただく、そうした立場の方を入れるべきだと思うが、最後に県の見解、このことについて聞かせていただき終わりたいと思う。

公園スタジアム課長

まず公園の利用に関して、ペグの問題等のずさんな管理というところについては、私どもの方も、公園を管理する立場を指導する立場として本当に申し訳なく、そういったところについてはすぐ現場に駆け付けて、私どもの方でそういう利用改善ができるように、指導監督を徹底していきたいと思う。それと、あわせて、地元の方についても、指定管理の選定に当たっては考えていくべきではないかということについても、先ほど中川委員から話もあったように、いろいろな方に選定していただくメンバーの中で、より良い公園、より良い、にぎわいのあって、より使えるような公園もできないかということで、検討させていただきたいと思う。

【付託議案に対する討論】

なし